

必要書類

消せないボールペンで記入してください

	必要書類	確認内容	必要書類を省略できる条件
①	姫路市不妊に悩む方への 特定治療支援事業申請書	<input type="checkbox"/> 夫婦別々の印鑑を押印 <input type="checkbox"/> スタンプ印は不可	
②	姫路市不妊に悩む方への 特定治療支援事業受診等証明書	<input type="checkbox"/> 主治医が記入します	
③	領収書 原本	<input type="checkbox"/> 受診等証明書に記載された治療期間内 のもので、領収金額と合致するもの <input type="checkbox"/> 医療費控除などで原本が必要な場合は 窓口でコピーをとります	
④	住民票原本	<input type="checkbox"/> 世帯全員のもの <input type="checkbox"/> 続柄の記載のあるもの <input type="checkbox"/> 夫及び妻が世帯主でない場合、戸籍の 筆頭者を記載 <input type="checkbox"/> マイナンバーの記載は不要 <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/> 同じ年度内で2回目以降の 申請で住所変更がない場合
⑤	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) または 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)	<input type="checkbox"/> 姫路市で初めて申請する方 <input type="checkbox"/> 2回目以降でも住民票では夫婦の婚姻 関係が確認できない場合 <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/> 2回目以降の申請で住民票で 夫婦の婚姻関係が分かる場合
⑥	市民税・県民税所得課税証明書 (夫・妻の2人分)	<input type="checkbox"/> 最新の夫婦2人分が必要 <input type="checkbox"/> 令和2年4月～5月の申請 →平成31年度(平成30年分所得) 令和2年6月～翌年3月の申請 →令和2年度(平成31年分所得)	<input type="checkbox"/> 同じ年度内で2回目以降の申請 で税証明の年度も同じ場合
⑦	相手方登録申出書	<input type="checkbox"/> 初めて申請する方 <input type="checkbox"/> 前回申請時から住所や振込口座など 変更がある場合	<input type="checkbox"/> 前回申請時と変更がない場合
⑧	誓約書	<input type="checkbox"/> 初めて申請する方	<input type="checkbox"/> 2回目以降の申請は不要
⑨	通帳(振込口座)、印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑は認印で可、スタンプ印は不可	

- ◆①,②,⑦,⑧は保健所1階窓口にあります。保健所のホームページからもダウンロードできます。
- ④,⑤,⑥は、市役所・駅前市役所・支所・出張所・サービスセンター等で交付しています。
(証明書交付に必要な手数料は自己負担になります。)
- ◆年度が変わると、過去に申請をしている場合でも⑧以外のすべての書類が必要です。(⑤,⑦は該当者のみ必要)
- ◆配偶者が海外在住など上表の書類が揃わない場合は戸籍の附票、申立書等を提出いただく場合がありますので、お問い合わせください。

兵庫県専門相談

専門知識をもつ医師や助産師が相談に応じています。相談は無料、秘密は厳守されます。

	不妊・不育 男性不妊相談共通	不妊・不育専門相談 (不妊の悩み、習慣性流産・不育症など妊娠に関すること)		男性不妊専門相談 (男性不妊に関する疑問や不安など)		
相談方法	電話相談	面接相談 (完全予約制)		面接相談 (完全予約制)		
電話番号	078-360-1388	078-362-3250 (予約専用番号) ※相談日の5日前までに要予約				
会場		兵庫県立男女共同参画センター	兵庫医科大学病院内	神戸市内 (予約時にお伝えします)		
日時	第1・第3 土曜日	第2土曜日	第4水曜日 (5月・8月・1月のみ)	第1火曜日 (5月・8月・1月を除く)	第1水曜日	第2土曜日
	10:00~16:00	14:00~17:00	14:00~17:00	14:00~15:00	15:00~17:00	14:00~17:00
担当	助産師 (不妊症看護認定看護師)	助産師 (不妊症看護認定看護師)	産婦人科医師	産婦人科医師	泌尿器科医師	助産師 (不妊症看護認定看護師)



令和2年12月31日までに
治療が終了したもの

令和2年度 不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内

特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けられたご夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。

制度を拡充しました

令和2年4月1日以降に開始された治療について、
次のとおり制度を拡充しました。

- 助成対象の拡大(所得制限の撤廃)…拡充①
- 助成額の増額(最大10万円増額)…拡充②

※詳細は中面をご覧ください

<申請受付場所>

保健所1階 申請受付窓口

<問い合わせ先>

姫路市保健所健康課 姫路市坂田町3番地

電話(079)289-1641



対象者 以下の(1)~(4)の全てに該当する方が対象になります。

- (1) 姫路市内に住所がある法律上の婚姻をしている夫婦
(治療開始時点において法律上の婚姻関係にあることが必要です。)
- (2) 治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている方
- (4) 指定医療機関で特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた方
※平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は申請できません。

助成内容

- (1) 助成金額 1回の治療につき、治療区分に応じて下表の助成上限額まで助成
※「1回の治療」とは、採卵の準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさします。治療区分については、右の図をご覧ください

◆夫婦合算所得が730万円未満の場合

(夫と妻の前年(1月から5月までの申請については前々年)の所得の合計額)

通算助成回数	特定不妊治療(女性)				男性不妊治療※1		
	初回	2回目以降		初回	2回目以降		
治療区分	A・B D・E	A・B		D・E	C・F		
助成上限額	30万円	7万5千円	15万円	25万円	15万円	30万円	15万円

拡充①

◆夫婦合算所得が730万円以上の場合

通算助成回数	特定不妊治療(女性)	男性不妊治療※1	
	初回・2回目以降	初回・2回目以降	
治療区分	A・B D・E	C・F	
助成上限額	15万円	7万5千円	15万円

拡充②

※1 男性不妊治療: 特定不妊治療の過程の一環として平成28年4月1日以降に実施した手術(精子を精巣または精巣上体から採取するための手術)が対象です。
・治療区分のCを除きます。
・保険適用外の手術費用、凍結費用が対象です。
・採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象です。(ただし、その場合も助成回数の1回にカウントします。)

- (2) 助成回数 初回助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢によって異なります。

妻の年齢	助成回数
40歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算6回まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算3回まで
43歳以上	なし

※令和元年度以前の助成回数も通算されます

申請受付期間 令和3年3月31日まで

※複数回の治療を申請する場合、「治療終了日」の早い順番で受理します。また、すでに申請した治療よりも前に終了していた治療を後から申請することはできませんので、ご注意ください。

指定医療機関 ※姫路市外でも、所在地の自治体で指定された医療機関は対象となります。

医療機関	住所	TEL
Kobaレディースクリニック	姫路市北条口2-18 宮本ビル1階	(079)223-4924
親愛産婦人科	姫路市網干区垣内中町260	(079)271-6666
西川産婦人科	姫路市花田町一本松165-1	(079)253-2195
中林産婦人科クリニック	姫路市白国1-3-30	(079)282-6581

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで				受精 (前培養・媒精・顕微授精・培養)	胚移植				妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲		
	薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵	採精(夫)		新鮮胚移植	凍結胚移植	凍結胚移植	凍結胚移植				
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												助成対象
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												助成対象
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												助成対象
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止												助成対象
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												助成対象
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												対象外

所得の計算方法

ご夫婦それぞれについて計算した上で合計した額が、本事業における所得額となります

合計所得金額 A - 諸控除 B = 本事業における所得額

以下の合計金額	A
総所得金額	
退職所得金額	
山林所得金額	
土地等にかかる事業所得等の金額	
長期譲渡所得の金額	
短期譲渡所得の金額	
商品先物取引にかかる雑所得等の金額	

以下の合計金額	B	
社会保険料等の控除 ※全員一律	8万	80,000
雑損控除	実績	
医療費控除	実績	
小規模企業共済等掛金控除	実績	
障害者控除 (特別障害者控除)	27万 (40万)	
寡婦(夫)控除 (寡婦特例控除)	27万 (35万)	
勤労学生控除	27万	

※A-Bがマイナスとなる場合は0円となります。